

(証券コード 3696)
平成30年3月9日

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目5番15号
(本社 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号)

株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聡

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 2階 ミルトス

3. 目的事項

報告事項 第13期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 平成29年 1 月 1 日)
(至 平成29年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

<全般的概況>

当事業年度における我が国経済は、極めて緩和的な金融環境と政府の既往の経済対策による下支え等を背景に、企業収益は改善し、景気は緩やかな回復基調が続きました。海外経済については、アメリカでは、個人消費や設備投資が増加したこと等から景気が回復し、中国では、各種政策効果もあり、景気は持ち直しの動きが続いております。携帯電話市場においては、平成29年4月から平成29年9月の総出荷台数に占めるスマートフォンの割合が84.0%（前年同期比3.9ポイント増）と継続的に上昇しております（注1）。スマートフォン端末の普及に伴い、スマートフォン広告市場についても継続的に拡大しております。

このような環境の中で当社は、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指しております。

当社では、モバイルサービス事業において、スマートフォン端末をメインデバイスとしたポイントサイトを複数運営しております。当該サイトにおいては、会員数や掲載広告数の増加に向け各種施策の実行や積極的な営業活動を行ったことから、業績は堅調に推移しました。また、当事業年度においては、既存事業であるポイントサイトにとどまらず採用課金型アルバイト求人サイトをはじめとする非ポイントサイトの充実を図り、コミックの利用をインセンティブとして広告収益を獲得する無料コミックサイトを新たに立ち上げる等、これまでに培ったサイト運営ノウハウを生かした事業を積極的に展開しました。

一方で、ポイントサイトで当社の発行するポイントは現金や電子マネーに交換可能との観点からは一種の仮想通貨であると認識しており、現在流通する各種仮想通貨やその要素技術であるブロックチェーン技術をいち早く活用することで、新たな事業を生み出すことが可能であると考えております。このような考えのもと、当事業年度においても仮想通貨関連事業に積極的に投資しており、平成29年7月にビットバンク株式会社に追加出資を行い関連会社とするだけでなく、平成29年9月には仮想通貨取引事業等を行う目的で100%子会社である株式会社マーキュリーを設立いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は5,400,106千円（前年同期比44.9%増）、営業利益は955,612千円（同71.5%増）、経常利益は960,079千円（同92.9%増）、当期純利益は650,423千円（同136.1%増）となりました。

（注1）株式会社MM総研の発表資料によっております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

当社は、投資育成事業、スマートフォン決済事業、仮想通貨関連事業等から成るフィナンシャルサービス事業を開始したため、当事業年度より報告セグメントの区分を変更しております。

①モバイルサービス事業

モバイルサービス事業は、複数のポイントサイト、採用課金型アルバイト求人サイト等の運営をしております。運営するポイントサイトにおいては、会員のECサイトでの利用金額の一定割合をポイントで還元するEC連携型のアフィリエイト広告を強化するほか、表示アルゴリズムの一部自動化により広告表示の自動化を実装する等、収益性向上に向けた取り組みを行いました。また、多様な集客方法により会員数が増加したことに加え、会員の利便性向上を目的としたポイントの獲得手段の増加、各種キャンペーンの実施等、継続的なサイトの改良に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度におけるモバイルサービス事業の売上高は4,576,306千円、セグメント利益は593,348千円となりました。

②フィナンシャルサービス事業

フィナンシャルサービス事業は、仮想通貨関連事業、スマートフォン決済事業、投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を行っております。なかでも、仮想通貨関連事業においては、100%子会社である株式会社マーキュリーが平成30年1月29日付で仮想通貨交換業の登録申請書を関東財務局へ提出し受理されており、仮想通貨取引所の開設に向け着実に準備を進めております。また、投資育成事業においては、社内の経営資源を活用し投資先支援を積極的に行っており、平成29年9月には未上場有価証券1銘柄につき、株式の一部を売却いたしました。

この結果、当事業年度におけるフィナンシャルサービス事業の売上高は823,800千円、セグメント利益は782,998千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は、310,037千円であります。その主な内容は、オフィス移転に伴う建物附属設備及び工具器具備品の取得194,723千円、ソフトウェアの開発ならびに取得103,865千円、コンピュータ購入費11,448千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、第三者割当による新株式の発行により735,000千円、ストックオプションの権利行使により3,690千円、金融機関より長期借入金500,000千円を調達し、長期借入金231,663千円を返済いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	平成26年 第10期	平成27年 第11期	平成28年 第12期	平成29年 第13期(当期)
売上高	(千円)	2,420,895	3,167,289	3,726,395	5,400,106
経常利益	(千円)	308,828	458,658	497,690	960,079
当期純利益	(千円)	293,750	269,056	275,514	650,423
1株当たり当期純利益	(円)	38.05	30.68	30.54	62.65
総資産	(千円)	2,488,421	3,326,210	5,833,420	7,991,209
純資産	(千円)	1,629,426	1,907,453	4,307,040	5,583,993
1株当たり純資産額	(円)	186.01	215.90	416.23	512.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 当社は第10期に平成26年6月19日付で1株を100株、第11期に平成27年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第10期の期首に行なわれたものとして算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(6) 対処すべき課題

当社の主力事業であるモバイルサービス事業は、スマートフォン端末の普及に伴う広告市場の拡大とインターネット技術の進化に伴って、今後も高い成長が期待される領域であります。このような市場環境において当社が継続的な成長を続けるためには、現在運営している複数のメディアの利用者満足度を高めることに加え、集客力のある新しいメディアを立ち上げ収益化する必要があると認識しております。

他方、フィナンシャルサービス事業は、仮想通貨に対する社会的関心の高まりやO2Oサービスの拡大等もあり、今後の成長が期待できる領域であります。当社では、子会社等との連携を深めながら仮想通貨関連事業を推し進めるとともに、O2Oビジネス等を展開する企業への積極的な投資を続けていく所存であります。

これらを実現するため、当社は以下の6点を主な経営課題と認識しております。

①既存メディアの一層の強化と新規メディアの立ち上げ

当社の主要サービスであるポイントサイトの競争力を強化するためには、会員数の拡大や収益性向上を図ることが必要であると考えております。多様な集客方法による会員数の増加や、ポイント獲得手段の増加といった継続的なサイトの改良に取り組むとともに、表示アルゴリズムの一部自動化により広告表示の自動化を実装する等の収益性向上に向けた各種施策にも取り組んでまいりました。今後もこれらの取組みをより充実したものとすると同時に、利便性向上に向けた新しい施策を展開してまいります。

他方で、中長期的な事業拡大を目指し、当社の強みである「インセンティブを用いた成功報酬型ビジネスモデル」を取り入れた新規メディアを立ち上げるだけでなく、より集客力のあるコンテンツメディア等の立ち上げにも積極的に挑戦してまいります。

②O2Oビジネスへの投資

当社は、スマートフォン端末と自社ポイントサイトを活用したO2Oビジネスへ進出することにより事業拡大を図っていくことを経営戦略としております。特に「ポイントを生かしたオムニチャネル支援」「スマートフォン決済」「仮想通貨」を重点分野と位置づけ、自社のリソースを活用した一般的な事業投資のほか、それら重点分野において事業を展開するベンチャー企業等に対する資本参加やM&Aも積極的に展開してまいります。

また、当社では、投資に関する専門知識を有するメンバーで構成する会議体を設置して、投資先企業の選定や投資方針の決定等について慎重に検討することとしており、当社のリスクを可能な限り回避しながら、積極的な投資を継続できるよう努めてまいります。

③仮想通貨関連事業の立ち上げ

当社は、平成29年9月、仮想通貨関連事業を手掛ける株式会社マーキュリーを設立いたしました。また、同社は、平成30年1月29日付で資金決済に関する法律第63条の3第1項の規定による仮想通貨交換業の登録申請書を関東財務局に提出し、受理されており、仮想通貨関連サービスの展開に向け、着実に準備を進めております。当該事業への進出にあたっては、仮想通貨によるマネー・ローダリングの防止、利用者の資産である仮想通貨の分別管理、システムリスク管理の徹底を図ること等が、サービス運営上の重要課題であると認識しております。

また、「仮想通貨交換業」という法令上の登録事業者となりますので、監督官庁である金融庁による監督の下、従業員に対する教育、情報セキュリティの強化等を図るとともに、利用者にも、安心してサービスを利用していただけよう最大限努めてまいります。

④人材獲得と育成

当社の中長期的な成長戦略として、既存の自社運営メディアの強化に加え、新規メディアの立ち上げ、O2Oビジネスへの進出を進めてまいります。今後も事業規模の拡大が予想されることから、メディア運営、システム開発、マーケティング、webデザイン、管理等の各分野において、優秀な人材を獲得し、継続的に育成していくことが不可欠であると考えております。

他方で、人材の多様性をこれまで以上に重視してまいります。さまざまなバックボーンを有する優秀な人材が当社に集結し影響し合うことでこれまでになかった新しいアイデアが生み出されると考えております。常に新しいことへの挑戦ができる職場環境を創り出すことで、獲得した人材も生き生きと働くことができ、当社で長く活躍することができるものと考えております。

⑤システムの安定化とセキュリティ強化

当社の運営する各種メディアや子会社で開設準備を進めている仮想通貨取引所は、システム負荷の高いサービスとなっていることから、システムの安定的な稼働が当社の業務遂行上必要不可欠な事項となっております。また、自社運営メディアの利用者数の増加や仮想通貨取引所の開設等により、アクセス数は今後も増加することが予想されます。

当社は、このような状況の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き安定的なシステム稼働を維持していくことが重要であると考えており、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となることから、今後も継続的な設備投資を行ってまいります。

また、インターネットサービスの普及により、利用者の利便性が高まる一方で、ハッキング等による外部からの悪意ある攻撃のリスクが生じており、セキュリティ強化に関する社会的要請は急速に高まっております。当社の運営するポイントサイトでは現金、電子マネー等に交換可能なポイントを、開設予定の仮想通貨取引所では利用者から預かる各種資産を管理することから、セキュリティ強化が引き続き重要な課題であると認識しております。

⑥関係会社を含めた管理体制の構築・強化

当社は、平成29年7月にビットバンク株式会社を持分法適用関連会社とし、また、平成29年9月には当社が100%出資した子会社である株式会社マーキュリーを設立いたしました。このことを受け、当社内の内部管理体制をより一層強化することはもちろん、関係会社を含めた管理体制を構築・強化していくことが必須であると考えております。

当社は、関係会社を含めて事業を拡大し、企業価値を継続的に高めていくために、社内規程やマニュアルの適切な整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化とコンプライアンスの意識向上を図るとともに、監査役による監査や機動的な内部監査の実施等により、当社内の内部管理体制と関係会社管理体制の実効性を確保してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

モバイルサービス事業、フィナンシャルサービス事業

(8) 主要な営業所の状況（平成29年12月31日現在）

本社：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

(9) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名	22名増	31.4歳	1.8年

(注) 使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	297,704千円
株式会社三井住友銀行	264,192千円
株式会社りそな銀行	117,675千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	94,189千円

2. 株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,299,600株（自己株式 420,037株を含む）
 (3) 当事業年度末の株主数 5,721名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000株	10.84%
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	1,000,000株	9.19%
株式会社シーエー・モバイル	900,000株	8.27%
高橋 秀明	851,000株	7.82%
都木 聡	562,000株	5.16%
株式会社サイバーエージェント	500,000株	4.59%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	347,900株	3.19%
株式会社SBI証券	259,900株	2.38%
谷地館 望	258,200株	2.37%
小林 保裕	200,000株	1.83%

(注) 持株比率は自己株式（420,037株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議の日	平成25年7月5日
保有人数 当社取締役	2名
新株予約権の数	650個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	130,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 90円

- （注）1. 当社は平成26年6月19日付で1株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
2. 当社は平成27年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	都木 聡	有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役 株式会社ゆめみ 社外取締役 ビットバンク株式会社 社外取締役 株式会社マーキュリー 代表取締役社長
取締役副社長	野崎 哲也	メディア本部長
常務取締役	小林 保裕	管理本部長
取締役	高橋 秀明	求人広告事業本部長
取締役	高岸 博史	システム本部長
取締役	畑 慎也	サイボウズ株式会社 取締役
取締役	多田 斎	株式会社だいこう証券ビジネス 相談役
常勤監査役	栗山 千勢	
監査役	高橋 由人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問 BEENOS株式会社 取締役（監査等委員）
監査役	上杉 昌隆	株式会社Aiming 監査役 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社フルキャストホールディングス 取締役（監査等委員） デジタルアーツ株式会社 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役畑慎也氏及び多田斎氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役である栗山千勢氏は公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役畑慎也氏及び多田斎氏、監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役
 該当事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	97,350千円	(うち社外取締役)	(2名)	(5,100千円)
監査役	3名	9,000千円	(うち社外監査役)	(2名)	(2,400千円)
合計	10名	106,350千円	(うち社外役員)	(4名)	(7,500千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額300,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役畑慎也氏は、サイボウズ株式会社の取締役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役多田斎氏は、株式会社だいこう証券ビジネスの相談役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の取締役(監査等委員)であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役上杉昌隆氏は、株式会社Aimingの監査役、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社フルキャストホールディングスの取締役(監査等委員)、デジタルアーツ株式会社の取締役(監査等委員)であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	畑 慎也	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。
取締役	多田 斎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。
監査役	高橋 由人	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。
監査役	上杉 昌隆	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。

- (注) 取締役多田斎氏は、平成29年3月28日開催の第12回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後の開催回数を基に記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,550千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,550千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した基本方針は以下のとおりです。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を制定し、役職員はこれを遵守することを徹底しております。

また、コンプライアンス担当部署として管理本部は、コンプライアンス委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築しております。

加えて、役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査担当者を配置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を取締役会が有し、特別リスク検討シートに基づき多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理部門として管理本部が活動を統括し、経営会議内において情報を共有しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

また、取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達しております。

なお、日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備しております。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

経営理念を社内でも共有し、足並みの揃った企業価値向上と業務の適正性を確保しております。

また、内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適正性を維持する体制を整備しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制としております。また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に従い、必要な報告や情報提供を行うこととしております。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う機会を持つこととしております。また、監査役は取締役会に参加するとともに、必要に応じて経営会議等の社内会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。

なお、監査役会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性と効率性を高めております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般について

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当がモニタリングし、課題の洗い出しと改善を進めました。また、J-SOX担当者は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

- (2) コンプライアンス体制について

コンプライアンス規程に基づき、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が、法令遵守体制と企業理念の確立を推進しております。

コンプライアンス委員会は、内部監査担当と連携し、役職員の職務執行状況を定期的に点検することにより、法令遵守状況を確認いたしました。

(3) 反社会的勢力排除について

全ての新規取引先との取引開始時に、反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等、運用を拡充しました。

(4) リスク管理体制について

内部監査担当は、年間の内部監査計画策定にあたって、具体的なリスクを想定し、代表取締役役に報告するとともに、リスクに対する体制の整備状況を確認いたしました。

(5) 取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、当事業年度は21回の取締役会を開催いたしました。

定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

(6) 監査役について

監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施いたしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、会計監査人と適時に意見の交換を実施するとともに、内部監査担当者やJ-SOX担当者と随時打ち合わせを実施いたしました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率については、持株比率は表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,673,796	流動負債	1,831,737
現金及び預金	3,568,892	買掛金	206,376
売掛金	839,312	1年内返済予定の長期借入金	258,325
営業投資有価証券	429,934	未払金	219,726
貯蔵品	391,944	未払費用	39,475
前渡金	54,343	未払法人税等	271,312
前払費用	24,505	前受金	1,798
繰延税金資産	254,381	預り金	18,589
その他	110,481	ポイント引当金	749,702
固定資産	2,317,412	資産除去債務	20,250
有形固定資産	210,878	その他	46,182
建物附属設備	159,318	固定負債	575,478
工具、器具及び備品	50,965	長期借入金	515,435
建設仮勘定	594	資産除去債務	58,327
無形固定資産	475,071	その他	1,716
のれん	329,521	負債合計	2,407,215
商標権	5	純資産の部	
ソフトウェア	144,097	株主資本	5,567,231
その他	1,446	資本金	1,749,472
投資その他の資産	1,631,463	資本剰余金	2,283,862
投資有価証券	131,248	資本準備金	1,689,472
関係会社株式	1,106,270	その他資本剰余金	594,390
繰延税金資産	2,037	利益剰余金	1,541,593
その他	391,908	利益準備金	8,270
		その他利益剰余金	1,533,322
		繰越利益剰余金	1,533,322
		自己株式	△7,696
		評価・換算差額等	11,115
		その他有価証券評価差額金	11,115
		新株予約権	5,646
		純資産合計	5,583,993
資産合計	7,991,209	負債・純資産合計	7,991,209

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		5,400,106
売上原価		3,232,519
売上総利益		2,167,587
販売費及び一般管理費		1,211,974
営業利益		955,612
営業外収益		
受取利息	30	
有価証券利息	2,519	
仮想通貨売却益	15,584	
その他	1,207	19,342
営業外費用		
支払利息	2,209	
株式交付費	5,993	
新株予約権発行費	1,840	
固定資産除却損	4,210	
その他	621	14,875
経常利益		960,079
特別損失		
減損損失	6,782	6,782
税引前当期純利益		953,296
法人税、住民税及び事業税	327,433	
法人税等調整額	△24,560	302,873
当期純利益		650,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成29年1月1日 残高	1,380,127	1,320,127	594,390	1,914,517	—	973,878	973,878
事業年度中の変動額							
新株の発行	369,345	369,345		369,345			
剰余金の配当					8,270	△90,979	△82,708
当期純利益						650,423	650,423
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	369,345	369,345	—	369,345	8,270	559,444	567,715
平成29年12月31日 残高	1,749,472	1,689,472	594,390	2,283,862	8,270	1,533,322	1,541,593

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成29年1月1日 残高	△7,696	4,260,826	42,374	42,374	3,840	4,307,040
事業年度中の変動額						
新株の発行		738,690				738,690
剰余金の配当		△82,708				△82,708
当期純利益		650,423				650,423
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△31,258	△31,258	1,806	△29,452
事業年度中の変動額合計	—	1,306,405	△31,258	△31,258	1,806	1,276,952
平成29年12月31日 残高	△7,696	5,567,231	11,115	11,115	5,646	5,583,993

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
--------	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	10年
-----	-----

自社利用のソフトウェア	5年 (社内における見込利用可能期間)
-------------	---------------------

③長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末において残高はありません。

②ポイント引当金

会員の将来のポイント利用による支出に備えるため、サービス開始以降付与したポイントの累計に対し利用実績率等に基づき算出した、翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費
支出時に全額費用として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(営業投資有価証券)

当社は、事業戦略に沿った成長分野に関連するベンチャー企業に投資を行ってまいりましたが、当事業年度より、投資先企業等の価値向上による投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を開始しました。これに伴い、従来、貸借対照表上、固定資産の「投資有価証券」に計上していた投資育成目的の有価証券を、流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。この結果、投資有価証券が185,811千円減少し、営業投資有価証券が同額増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「その他」に含めておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」(前事業年度は1,226千円)は、金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りの変更

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会において、本社を東京都港区南青山から東京都世田谷区用賀へ移転することを決議いたしました。

この本社移転に伴い、移転後利用見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましても、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように、当事業年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益が45,528千円それぞれ減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

82,817千円

(2)株式会社マーキュリーとの消費寄託契約に基づき、投資その他の資産 その他(仮想通貨) 213,899千円を消費寄託しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,758,600株	541,000株	一株	11,299,600株

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	420,037株	一株	一株	420,037株

- (3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 170,400株 |
|------|----------|

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

平成29年3月28日開催の定時株主総会による配当に関する事項

1株当たり配当額	8円
配当総額	82,708千円
基準日	平成28年12月31日
効力発生日	平成29年3月29日
配当原資	利益剰余金

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

1株当たり配当額	12円
配当総額	130,554千円
基準日	平成29年12月31日
効力発生日	平成30年3月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,623千円
ポイント引当金	231,358千円
資産調整勘定	22,338千円
資産除去債務	24,109千円
その他	10,665千円
繰延税金資産小計	306,094千円
評価性引当額	△27,045千円
繰延税金資産合計	279,048千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	17,724千円
その他有価証券評価差額金	4,905千円
繰延税金負債合計	22,630千円
繰延税金資産の純額	256,418千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については株式の発行、銀行からの借入によっております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。営業投資有価証券は投資育成を目的としたベンチャー企業投資に関連する株式であり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	3,568,892	3,568,892	—
(2) 売掛金	839,312	839,312	—
(3) 投資有価証券	49,248	49,248	—
(4) 買掛金	(206,376)	(206,376)	—
(5) 未払金	(219,726)	(219,726)	—
(6) 未払法人税等	(271,312)	(271,312)	—
(7) 預り金	(18,589)	(18,589)	—
(8) 長期借入金 (*2)	(773,760)	(774,418)	(658)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額
営業投資有価証券	429,934
投資有価証券 (非上場株式)	37,000
投資有価証券 (投資事業組合等への出資)	45,000
関係会社株式	1,106,270

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)マーキュリー	東京都世田谷区	50,000	仮想通貨取引事業等	所有直接100%	仮想通貨貸借	仮想通貨の消費寄託	213,899	投資その他の資産 その他	213,899

(注) 1. 仮想通貨の消費寄託に伴う利息は付していません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 512円 74銭
 (2) 1株当たり当期純利益 62円 65銭

11. 重要な後発事象に関する注記

事業の譲受等

当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において以下の事業を譲り受けることを決議し、平成30年1月26日に株式会社ユービジョンと、平成30年1月29日に株式会社イッカツと事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 相手先企業の名称及び取得する事業

相手先企業の名称	株式会社イッカツ	株式会社ユービジョン
事業の内容	不動産情報サイト「Oh!Ya」、「持ち家計画」	金融情報サイト「資金調達プロ」、及び、塗装業者情報サイト「日本外壁塗装相談センター」、「外壁塗装の達人」

② 事業の譲受の理由

当該譲受事業をコンテンツメディアとして当社の事業ポートフォリオに組み込むことによりモバイルサービス事業を強化すること、及び、当社のアフィリエイトメディア運営ノウハウにより当該譲受事業の収益力向上を実現し、当社業績への寄与を目的としております。

③ 企業結合日

平成30年3月1日(予定)

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

(2) 取得する事業の取得原価及びその内容

相手先企業の名称	株式会社イッカツ	株式会社ユービジョン
取得の対価	890,000千円 (現金)	651,000千円 (現金)

なお、取得に直接要する費用（アドバイザリー費用等）は、現時点では確定しておりません。

(3) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(4) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

譲受ける資産及び負債の額は、現在算定中です。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月19日

株式会社セレス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

株式会社セレス監査役会

常勤監査役	栗山千勢	㊟
監査役 (社外監査役)	高橋由人	㊟
監査役 (社外監査役)	上杉昌隆	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、企業価値の継続的な拡大と、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。企業価値の継続的な拡大に資する積極的な事業投資を可能とするため、健全な財務体質の維持と将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、利益配当による株主還元を検討していく方針であります。当該方針に基づき、次のとおり剰余金の配当を実施するものであります。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金12円

配当総額 金130,554,756円

③配当原資

利益剰余金

④基準日

平成29年12月31日

⑤剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 本店の所在地の変更

当社の事業拡大により人員が増加しており、オフィスの集約及びビジネス環境の改善により業務効率の向上を図るため、本社機能を移転いたしました。これに伴い、本社所在地に本店を移転いたしたく、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都世田谷区に変更するものであります。

(3) 取締役の員数及び監査役の員数の変更

当社の取締役会及び監査役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第19条（取締役の員数）及び第32条（監査役の員数）を7名以内から3名以上に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条</p> <ol style="list-style-type: none">インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸情報処理サービス業並びに情報提供サービス広告の企画及び制作並びに広告代理業務インターネットに関するコンサルティング業務通信販売業無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理古物売買業有料職業紹介事業電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業仮想通貨交換業 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none">各種事業への投資業務前各号に付帯する一切の業務	<p>(目的) 第2条</p> <ol style="list-style-type: none">インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸情報処理サービス業並びに情報提供サービス広告の企画及び制作並びに広告代理業務インターネットに関するコンサルティング業務通信販売業無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理古物売買業有料職業紹介事業電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業仮想通貨交換業仮想通貨関連業務各種事業への投資業務前各号に付帯する一切の業務
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p>
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p>
<p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、<u>7名以内</u>とする。</p>	<p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 この定款は平成30年4月1日をもって効力を生ずるものとする。 なお、本附則は、効力発生日の経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役 高岸博史氏は、本株主総会終結の時をもって退任となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、畑慎也、多田斎の両氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
1	たかぎ さとし 都 木 聡 (昭和46年11月9日)	平成6年4月 平成12年2月 平成15年1月	野村證券株式会社入社 株式会社サイバーエージェント入社 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立 取締役就任（現任）	562,000株
2	の ぎ さ て つ や 野 崎 哲 也 (昭和52年3月14日)	平成17年12月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年3月 平成24年3月 平成30年1月	株式会社インタースペース入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任 当社取締役副社長 兼 メディア本部長就任 当社取締役副社長 兼 インターネット事業本部長就任（現任）	100,000株
3	こ ばやし やす ひろ 小 林 保 裕 (昭和46年1月18日)	平成6年4月 平成16年7月 平成18年10月 平成29年4月 平成30年2月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 当社入社 取締役管理本部長就任 当社常務取締役 兼 管理本部長就任（現任） 株式会社Orb社外取締役就任（現任）	200,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	たか 高橋 秀明 (昭和49年5月30日)	平成11年8月 株式会社サイバーエージェント入社 平成15年8月 株式会社トラフィックゲート（現リンクシェア・ジャパン株式会社）入社 平成17年1月 当社設立 取締役就任 平成22年4月 当社取締役求人広告事業本部長就任 平成30年1月 当社取締役インターネット事業本部求人メディア事業部長就任（現任）	851,000株
5	はた 畑 慎也 (昭和46年3月26日)	平成7年4月 株式会社ジャストシステム入社 平成9年5月 松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成9年8月 サイボウズ株式会社設立 取締役副社長就任 平成17年4月 同社取締役就任（現任） 平成17年8月 サイボウズ・ラボ株式会社代表取締役就任 平成26年3月 当社社外取締役就任（現任）	—
6	た 多 田 ひとし 斎 (昭和30年6月29日)	平成11年6月 野村證券株式会社取締役 平成15年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常務執行役 平成18年4月 同社専務執行役 平成20年10月 同社執行役兼専務（執行役員） 平成21年4月 同社執行役副社長 平成22年6月 同社執行役副社長兼営業部門CEO 平成23年4月 同社COO兼執行役副社長 平成24年4月 同社取締役兼執行役会長 平成24年8月 同社常任顧問 平成25年4月 株式会社野村総合研究所顧問 平成25年6月 株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長 平成25年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長 平成27年4月 株式会社DSB情報システム代表取締役会長 平成27年12月 株式会社DSBソーシング代表取締役会長 平成28年4月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長 平成29年4月 当社社外取締役就任（現任） 株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役 平成29年6月 同社相談役（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補とした理由
- ・畑慎也氏は、企業実務において豊富な経験と知識を有しており、システム部門を中心に当社の経営監督機能の強化にその資質を活かしていただけると判断したため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - ・多田斎氏は、長く証券業界において役員・代表者を歴任されており、証券実務における豊富な経験と高い見識を当社の経営において活かしていただけると判断したため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
- 畑慎也、多田斎の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって畑慎也氏は4年、多田斎氏は11ヶ月になります。
- (3) 独立役員について
- 当社は、畑慎也、多田斎の両氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、畑慎也、多田斎の両氏とそれぞれ損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位（重要な兼職の状況）		所有する 当社の 株式数
1	たか はし よし んど 高橋 由人 (昭和15年3月9日)	昭和37年4月 昭和60年12月 平成6年6月 平成8年6月 平成12年7月 平成12年10月 平成19年8月	野村證券株式会社入社 株式会社野村総合研究所取締役就任 同社取締役副社長就任 同社顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問 就任（現任） 株式会社ネットプライス（現BEENOS株式会社） 取締役（監査等委員）就任（現任） 当社社外監査役就任（現任）	—
2	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆 (昭和40年7月31日)	平成7年4月 平成11年4月 平成12年9月 平成15年6月 平成16年6月 平成25年11月 平成26年11月 平成27年3月 平成28年3月 平成28年6月	弁護士登録（東京弁護士会） 江守・川森法律事務所入所 上杉法律事務所開設 アムレック法律会計事務所（現霞が関法律会計事務所）共同経営者就任 デジタルアーツ株式会社監査役就任 ネクステック株式会社監査役就任 当社社外監査役就任（現任） 株式会社Aiming監査役就任（現任） 桜田通り総合法律事務所シニアパートナー就任（現任） 株式会社フルキャストホールディングス取締役（監査等委員）就任（現任） デジタルアーツ株式会社取締役（監査等委員）就任（現任）	—
3	くわ やま ち せ 栗山 千勢 (昭和46年5月2日)	平成7年4月 平成16年11月 平成20年8月 平成27年3月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 公認会計士登録 当社監査役就任（現任）	—

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補とした理由

- ・高橋由人氏は、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。
- ・上杉昌隆氏は、弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、法的観点から公正かつ客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。
- ・栗山千勢氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識を有しており、当該知識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役又は監査役に就任してからの年数について

高橋由人、上杉昌隆の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって高橋由人氏は10年7ヶ月、上杉昌隆氏は4年4ヶ月になります。また、栗山千勢氏は、現在、当社の監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。

(3) 独立役員について

当社は、高橋由人、上杉昌隆の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3. 監査役との責任限定契約について

当社は、高橋由人、上杉昌隆、栗山千勢の3氏とそれぞれ損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。高橋由人、上杉昌隆、栗山千勢の3氏の再任が承認された場合、3氏と当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条の規定に基づき、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
鈴木 亮太 (昭和40年7月14日)	平成元年4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	—
	平成11年11月	興銀証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 出向	
	平成14年11月	日本産業パートナーズ株式会社出向	
	平成14年12月	みずほ証券株式会社帰任	
	平成16年9月	ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社 (現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社) 出向	
	平成20年6月	みずほ証券・新光プリンシパルインベストメント株式会社 (現みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社) 入社	
	平成23年7月	同社常務執行役員就任	
	平成27年4月	同社取締役社長就任 (現任)	

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補とした理由について

鈴木亮太氏は、金融業界を中心とした豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したためであります。

3. 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、鈴木亮太氏が監査役に就任された場合、同氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール TEL. 03 (3409) 8181 (代表)



- 東京メトロ表参道駅 B3出口より徒歩5分 JR渋谷駅より徒歩15分
- 都営バス (渋谷駅前→新橋駅北口) 南青山五丁目 下車
(新橋駅北口→渋谷駅前) 青山学院前 下車

※ 駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用下さい。
※ 青山学院校内 (正門・西門・東門) は通り抜け出来ませんので、予めご了承下さい。